

【第3回大竹市クーポン券発行等事業】 大竹市クーポン券の取扱事業者募集のご案内

大竹市では、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響により落ち込んだ地域における消費を喚起するとともに、市内の事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止措置を講じ、市民が安心して消費行動できるように、大竹市クーポン券発行等事業を実施します。

なお、クーポン券（名称：コイちゃんクーポン）の取扱事業者の募集及び換金の業務は、大竹商工会議所に委託しております。

※中小事業者以外は、特別取扱事業者となり、クーポン券の取扱に制限があります。
(募集要項参照)

■**募集期間** 9月29日(木)まで

※クーポン券を利用できる事業者一覧へは、7月26日(火)までに申し込みをされた事業所のみ掲載。7月27日以降の申し込みされた方は、ホームページで公表します。

■**申込方法** 裏面の「取扱事業者（特別取扱事業者）登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、大竹商工会議所にお申込みください。
(申込費用：無料)

■**登録資格** 大竹市内に事務所、店舗等を有する事業者
ただし、利用対象にならない次の物のみを取り扱う店舗等でないこと。
金融商品・不動産、たばこ、商品券類・切手・プリペイドカード等の換金性の高いもの、
性風俗特殊営業 など

■**クーポン券の使用期間** 令和4年8月下旬～令和4年11月30日(水)

■**換金手数料** 無 料

※ 換金は、10万円以下であれば現金で支払い（月2回程度）、10万円を超える場合は口座振込（月1回）となります。なお、換金は、大竹商工会議所で受け付けます。

＝クーポン券の利用方法について＝

税込み1,000円毎の支払いにつき、クーポン券1枚（500円分）が利用できます。

例1：1,100円支払いで、クーポン券1枚（500円分）が利用でき、現金600円の支払いとなります。

例2：1,900円支払いで、クーポン券1枚（500円分）が利用でき、現金1,400円の支払いとなります。

例3：11,200円支払いで、クーポン券11枚（5,500円分）が利用でき、現金5,700円の支払いとなります。

例4：800円支払いでは、クーポン券を利用できません。

◎取扱事業者募集・換金のお問い合わせ

大竹商工会議所（大竹市油見3-18-11 TEL 52-3105）

◎事業全般についてのお問い合わせ

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方1-11-1 TEL 59-2131）

大竹市クーポン券取扱事業者登録申込書

大竹市クーポン券発行等事業実施要綱第5条第2項に規定にするクーポン券（コイちゃんクーポン券）の取扱事業者の登録のため、下記の内容で申し込みます。

令和4年 月 日

ふりがな			
店舗・事業所名			
所在地	(〒 -) 大竹市 丁目 番号		
TEL	-	FAX	-
担当者名		資本金 出資金	円 ・ 無し
主たる業種・従業員 ※業種に○をしてください。	卸売業 ・ サービス業 ・ 小売業 ・ 製造業 ・ 建設業 ・ 運輸業 ・ その他の業種 従業員数: _____ 人 ※アルバイト・パートを除き50人以上いる場合は記載		
取扱商品等			
口座 情報	金融機関名	銀行・金庫 支店	
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他()	
	口座番号		
	ふりがな		
	口座名義人		
★私は、次の①から⑫の事項について、全て遵守することを大竹市に誓約します。 ①クーポン券の換金や1,000円の支払いごとの値引き以外の対応を行いません。 ②クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での値引きを受け付けません。 ③クーポン券の再販、再流通、偽造、悪用、濫用はいたしません。 ④クーポン券を紛失・毀損した場合は、責任を負います。 ⑤クーポン券の使用期間中(令和4年8月下旬～令和4年11月30日)は取扱事業者(特別取扱事業者)として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。 ⑥クーポン券の取扱事業者(特別取扱事業者)の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。 ⑦クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱事業者(特別取扱事業者)側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。 ⑧クーポン券の取り扱いに対して大竹市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。 ⑨店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表(ホームページ・チラシ等に掲載)について同意します。 ⑩登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている店舗等」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。 ⑪店舗等では、マスク着用や消毒液設置など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な措置を講じます。 ⑫大竹市クーポン券発行等事業に関して大竹市が調査する場合は、その調査に応じます。また警察や税務機関等の公的機関から情報提供を求められた場合は、大竹市が情報提供することに同意します。 ※クーポン券は、大竹市クーポン券発行等事業実施要綱に規定されたクーポン券(コイちゃんクーポン)のことで			
代表者(又は市内店舗等の責任者)の氏名(自署): _____			

*ひとつの事業所で、複数店舗を申し込みする場合は、コピーしてご利用ください。

*ご記入いただきました情報は、必要に応じ大竹市クーポン券発行等事業に係る各種連絡、HPへの掲載、チラシへの掲載等、情報提供のために利用します。

大竹商工会議所使用欄

受付番号	受付日	受付者	会員コード
			会員(NO) ・ 非会員